第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書

（新築／増築・改築／既存）

（第一面）

年　　月　　日

　　一般財団法人茨城県建築センター　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所又は  主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |

住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第１項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第２条第４項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　　　　　号 |
| 申請受理者氏名 |

（注意）

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作

成してください。

３．数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

４．※印のある欄は記入しないでください。

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。

特記事項

　以下の表示を希望します。

　免震建築物、耐震等級２又は耐震等級３に係る適合審査を受けようとする場合

　　　□免震建築物　　□耐震等級２　　□耐震等級３

（第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による

認定の申請をしようとする場合）

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

　〔建築物に関する事項〕

|  |
| --- |
| 【１．地名地番】 |
| 【２．名称】 |
| 【３．敷地面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【４．工事種別】　□新築　　□増築・改築 |
| 【５．建築面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【６．床面積の合計】　　　　　　　㎡ |
| 【７．建て方】　□一戸建ての住宅　　□共同住宅等  　　【共同住宅等の場合：住戸の数】　建築物全体　　　　　　　　　　戸  　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請対象住戸　　　　　　　　　戸 |
| 【８．区分所有住宅の該当の有無】　　□無　　□有 |
| 【９．建築物の高さ等】  　　【最高の高さ】  　　【最高の軒の高さ】  　　【階数】　（地上）　　　　階　(地下)　　　　　階 |
| 【10．構造】　　　　　　　造　　一部　　　　　　　造 |
| 【11．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】　　　別添設計内容説明書による |
| 【12．建築に関する工事の着手の予定年月日】  　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 【13. 認定申請予定日】　　　　　年　　　月　　　日 |

（注意）

１．【４．工事種別】及び【７．建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

２．【８．区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【７．建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

３．【13．認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による認定申請予定日を記載してください。

４．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第三面）

〔申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項〕

|  |
| --- |
| 【１．住戸の番号】 |
| 【２．住戸の存する階】　　　　　　　　階 |
| 【３．当該住戸への経路】  　　【共用階段】　　　□無　　□有  　　【共用廊下】　　　□無　　□有  　　【エレベーター】　□無　　□有 |

（注意）

１．この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。

２．この面は、申請対象住戸について作成してください。

３．【３．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。